

新潟市スポーツ推進審議会の委員の公募に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、新潟市スポーツ推進審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（委員定数）

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

（応募資格）

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の項目に該当する者とする。

- (1) 新潟市内に在住し、満20歳以上の者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 地域においてスポーツ振興の活動に携わっている者
 - ② 競技スポーツにおいて活動実績のある者またはその指導者で選手育成などの活動に携わっている者
 - ③ 本市のスポーツ振興について興味、関心のある者
- (3) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (4) 本市の附属機関等の委員ではない者

（応募方法）

第4条 応募者は、氏名、性別・生年月日、年齢・住所・勤務先・所属団体名・スポーツ活動歴・応募の動機を記載したものと小論文を添えて、郵送、電子メールにより応募するものとする。

（選考委員会）

第5条 公募委員を選考するため「スポーツ推進審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) スポーツ推進審議会の代表
- (2) 新潟市文化スポーツ部長（所管部長）
- (3) 新潟市スポーツ振興課長（所管課長）

（選考方法）

第7条 公募委員の選考は、選考委員会において書類を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は平成23年4月1日より施行する。

この要領は平成25年4月1日より施行する。

この要領は平成26年4月1日より施行する。

この要領は令和元年12月1日より施行する。